

表紙面

# 豊橋市 文化振興指針

【改訂版】

# TOYOHASHI

豊橋市

豊橋市文化市民部文化課 [平成28年3月]

〒440-8601 豊橋市今潮町1番地 電話0532-61-2276

※指針の詳細内容は、市ホームページをご覧ください<http://www.city.toyohashi.lg.jp/2656.htm>

## 1 改訂の趣旨

芸術文化は、私たちに喜びや感動、やすらぎや潤いをもたらしてくれるだけでなく、創造力や感性を育み、豊かな人間性を養うなど、私たちが人間らしく生きるためになくてはならないものです。また、文化の持つ多様性や創造性は、教育や福祉、産業、地域コミュニティなど、様々な場面で発揮され、まちの魅力を高め、活力を生み出します。

本市では平成13年1月に豊橋市文化振興指針を策定し、文化を担う人づくり、拠点施設の整備、推進体制の整備など様々な取り組みを進めてまいりました。

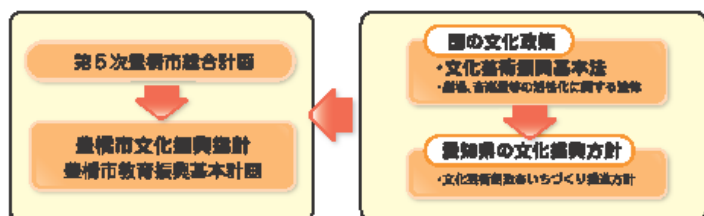
こうした取り組みにより、文化を活かしたまちづくりへの期待はますます大きなものとなっています。

そこで、芸術文化を振興するうえでの目標や方向性、具体的な施策を明らかにすることで、心豊かな市民生活を実現し、魅力と活力にあふれたまちづくりを進めるため、新たな指針を策定しました。

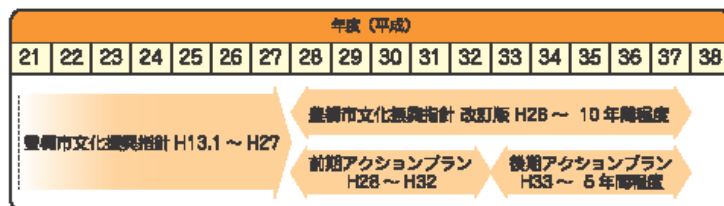
## 2 指針の位置付けと期間

指針は、第5次豊橋市総合計画及び、豊橋市教育振興基本計画(芸術文化の振興)との整合性を図りながら、文化振興施策を総合的、計画的に推進していくものとします。

また、国などの文化政策の方向性なども踏まえるとともに、まちづくり、教育、福祉、産業などの各分野とも密接な関係があることから、各分野との整合性も図っています。



指針の期間については、平成28年度を初年度として、10年間程度を見越えたものとします。また、指針の前半期間にあたる平成28年度から32年度までの5年間の「アクションプラン」を新たに作成しました。



## 3 指針の理念と新たな方向性

### ◆指針の理念

#### 「文化がみえるまち」の実現 ~文化を通じ心豊かな人を育みます~

「文化がみえるまち」とは、実施される芸術文化活動の内容が市民に広く周知され、理解され、評価され、その活動を応援する多くの市民がいるまちです。

「文化」は、豊かな人間性を養い、創造力や感性を育み、人々のつながりや多様性を受け入れる土壌を形成するものです。市民一人ひとりが人間らしく生きることができるよう、文化を通じ心豊かな人を育み、「文化がみえるまち」の実現を目指します。

### ◆文化振興の新たな方向性

#### 方向性1 「つくる、いかす」

個性あふれる芸術文化でまちの魅力を高めよう

多くの市民が優れた芸術文化活動に出会い、高い芸術性に触れることで、芸術文化の視野の拡大を図ります。また、まちに芸術文化活動の拠点を蓄積し、新たな個性の創造とグローバル化を進め、個性あふれる芸術文化でまちの魅力を高めよう。

#### 方向性2 「ひろげる、つなぐ」

芸術文化の創造力をまちづくりにつなげよう

教育、福祉、観光、産業など、幅広い領域に芸術文化を活かすことで、まちが持つ潜在的な能力の発揮を促し、新たな可能性や都市としての付加価値を高めるなど、芸術文化の創造力をまちの活性化につなげよう。

#### 方向性3 「はぐくむ、ささえる」

文化を支える人づくりを行います

鑑賞者のさらなる拡大を図るとともに、青少年の芸術文化や伝統芸能等の体験機会の拡大と充実、若手実践者の育成や文化をマネジメントできる人材の育成など、文化を支える人づくりを行います。

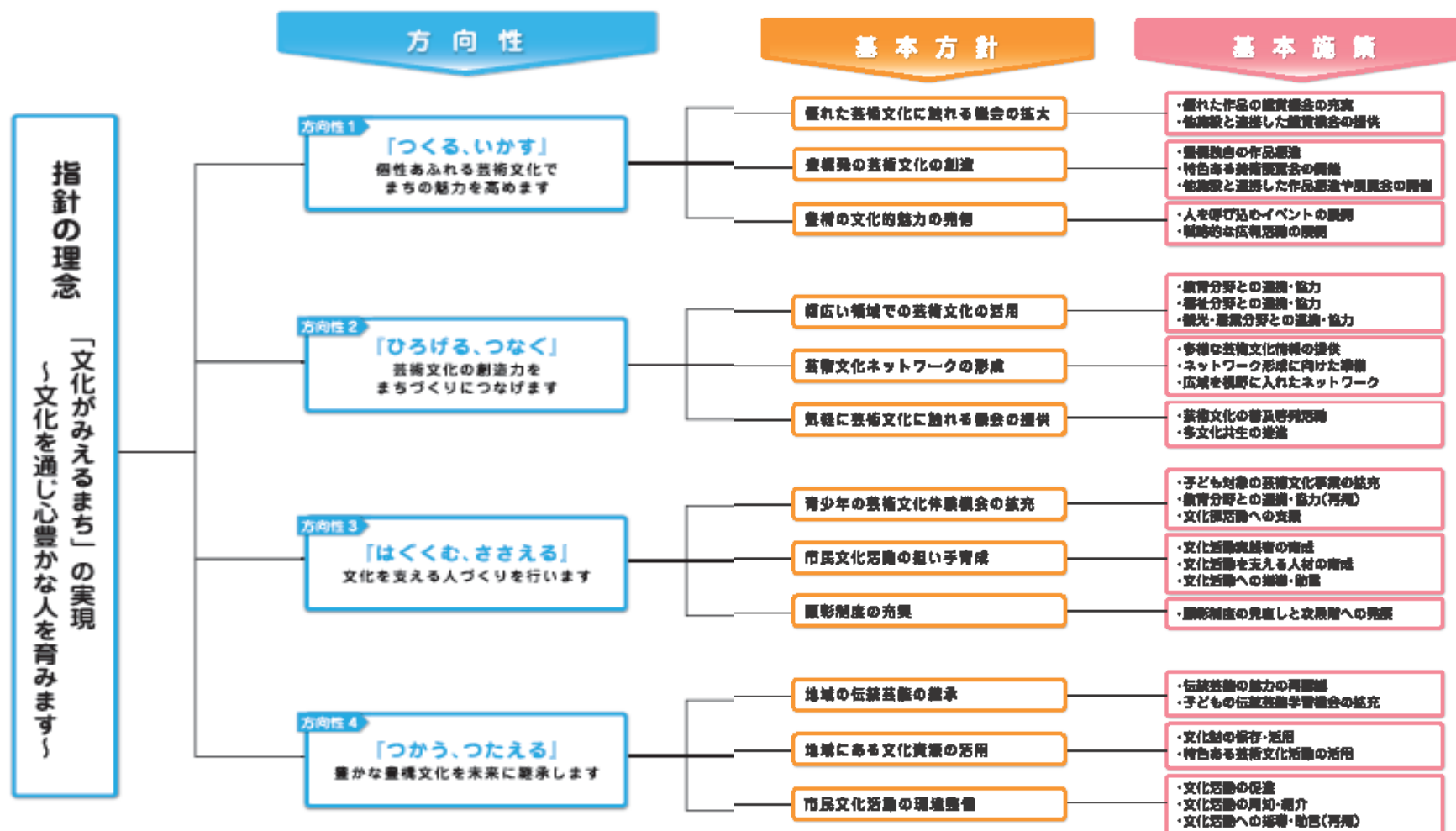
#### 方向性4 「つかう、つたえる」

豊かな芸術文化を未来に継承しよう

地域の伝統芸能や市民の文化活動など、豊橋にある様々な文化資源を再認識し、さらなる発展を促すことで、豊かな芸術文化を未来に継承しよう。また、市民が主体的に活動できる環境の整備や協働の仕組みづくりを推進しよう。

※豊橋文化：豊橋地域に伝えられている伝統的・歴史的背景が深い文化財、あるいは、市民による活動する芸術文化活動など、地域の特色ある文化資源

## 4 文化振興の体系図



## 5 アクションプラン

文化振興施策を推進するため、今後5年間の重点的な取組みを明らかにしたアクションプランを作成し、計画的に事業に取り組みます。

### ◆重点基本方針

本市の文化振興を進めるため、指針では新たな4つの方向性のもと、12の基本方針を掲げましたが、このうち、重点的に取り組む4つの基本方針を次のとおり定めます。

#### ●豊福用の芸術文化の創造

上質な演劇、舞踊、音楽などの作品創造や、特色ある芸術展覧会の自主企画などにより、創造した作品や展覧会を地域の芸術文化の軸力として、地域ブランドにつなげていきます。



高校生と創作演劇

#### 主な事業

- ・豊福芸術舞台芸術公演の開催
- ・市民参加型舞台芸術公演「高校生と創作演劇」「市民と創作する演劇」などの開催
- ・アーティスト・イン・レジデンス事業の実施
- ・特色ある芸術展覧会の開催
- ・あいちトリエンナーレ2018豊福会場の開催 など



市民と創作する演劇

#### ●幅広い領域での芸術文化の活用



音楽ワークショップ

芸術文化は、もとより広く社会への波及力を有しており、芸術文化が持つ創造力を活用して地域の課題を解決していくことも可能です。教育、福祉、観光、産業など幅広い領域への波及効果を視野に入れ、各領域の関係機関と連携・協力して施策を展開します。



芸術作品の創作体験

#### 主な事業

- ・小中学校向け公演鑑賞事業、ワークショップ事業の実施
- ・美術作品の鑑賞授業・鑑賞体験の開催
- ・小中高校などの芸術文化活動への支援実施
- ・福祉関連施設向けワークショップ事業の実施
- ・社会人向けワークショップ・レクチャー事業の実施 など

#### ●市民文化活動の担い手育成

市民の文化活動を活性化させるため、実践者を支援するとともに、様々な市民の文化イベントを総合的にマネジメントできる人材や、運営を側面からサポートできる人材及び団体を育成します。こうした人材や団体の活動によって、文化活動の広がりや新たな文化の創造も期待できます。



若手音楽家育成コンサート

#### 主な事業

- ・東三河地域の高校演劇活動への支援
- ・若手音楽家育成コンサートの開催
- ・トリエンナーレ豊福豊野芸術展覧の開催
- ・ファシリテーター(ワークショップの進行・統括役)養成講座の開催
- ・地域の文化活動へのアドバイス実施 など



ファシリテーター養成講座

#### ●地域の伝統芸術の継承



古田文楽保存会定期公演

豊福の特色ある伝統芸術は、その価値が広く知られていないこと、また、人口減少、少子高齢化などの影響で継承者が少ないことなどから、失われていくおそれもあります。伝統芸術の存在意義を深める機会を市民へ提供するとともに、継承者の育成を図り、次世代へ継承していくことに取り組みます。



豊福楽人歌謡保存会定期公演

#### 主な事業

- ・古田文楽保存会定期公演の開催
- ・豊福楽人歌謡保存会定期公演の開催
- ・豊福邦楽大会の開催
- ・小中学校向け伝統芸術公演鑑賞事業の開催
- ・伝統文化こども教室の開催 など

## 6 文化振興の推進体制

行政と文化振興財団がコーディネーター役となり、芸術文化活動の実施主体とその活動を支える多様な機関や団体などのネットワークを形成し、施策を総合的に推進します。  
[推進体制イメージ図]▶

